

令和5年9月29日招集

第6回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第6回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日(金) 午前9時30分から午前11時20分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聡	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員 : (1名) 13. 北見 尚志

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

1) 議案第1号～議案第6号(農地部会所掌案件)

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

2) 佐渡市農業委員会会議規則の一部改正について

3) 令和5年度農業委員会大会における要請決議に関する意見照会について

4) 念国農業新聞の加入について

5) 遊休農地の解消に向けた取り組みについて

6) 令和5年度第2回農地パトロールの実施について

7) JA推薦委員からの連絡事項等について

8) 会務報告・会務予定について

9) その他

令和5年産水稻等の作柄について

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 計良 朋尚 次長 木下 和重 係長 野舘 雅博 係長 伊藤 雅之

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第6回農業委員会総会を開会いたします。また、本日は、農作業等でお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 13 番北見委員の1名でございます。ただ今の出席委員は、委員定数 24 名中 23 名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、金田会長より、議事の進行をよろしく願いいたします。
議 長	それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」の声がございますので、5 番仲川委員、6 番細野委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。9 月 20 日に開催された農地部会審議概要について、14 番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	9 月分の農地部会を 20 日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございます。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 2 頁、議案第 1 号農地法の適用を受けない事実確認願です。今月 2 件。田 5 筆 678 m²、畑 1 筆 224 m²、合計 902 m²。案件番号 1 番及び案件番号 2 番の所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、2 案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番の現地調査報告は私から行います。案件 1 番について、5 月 26 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を

	満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。 次に、案件 2 番について現地調査を行った、9 番土屋七司委員から報告をいたします。
9 土屋 七司 議 長	案件 2 番について、3 月 23 日に現農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。 それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 2 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」2 件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 3 頁から 4 頁、議案第 2 号農地法第 3 条許可申請です。今月 7 件、田 4 筆 2,813 ㎡、畑 5 筆 3,112 ㎡、合計 9 筆 5,925 ㎡。 案件番号 1 番、秋津の方から千種甲の方へ秋津の畑 1 筆計 1,759 ㎡売買になります。9 月 21 日に現地確認を行いました。 案件番号 2 番、下新穂の方から千種甲の方へ秋津の畑 1 筆 124 ㎡売買になります。9 月 21 日に現地確認を行いました。 案件番号 3 番、八幡の方から八幡の方へ八幡の登記地目は田、現況畑 1 筆 211 ㎡売買になります。7 月 20 日に現地確認を行いました。 案件番号 4 番、東京都狛江市の方から金井新保乙の方へ金井新保乙の田 1 筆 1,291 ㎡売買になります。9 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 5 番、泉甲の方から泉丙の方へ泉丙の畑 1 筆 484 ㎡売買になります。9 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 6 番、東京都杉並区の方から下新穂の方へ下新穂の田 3 筆計 1,522 ㎡売買になります。9 月 28 日に現地確認を行いました。 案件番号 7 番、栗野江の方から栗野江の方へ栗野江の畑 1 筆 534 ㎡贈与になります。9 月 26 日に現地確認を行いました。案件すべて許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番と 2 番について現地確認を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件 1 番と 2 番について、9 月 21 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許

	可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、案件 3 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件 3 番について、7 月 20 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 4 番、5 番について現地調査を行った 5 番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件 4 番と 5 番について、9 月 26 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 6 番について現地調査を行った 3 番森田委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件 6 番について、9 月 28 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	最後に、案件 7 番について現地調査を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件 7 番について、9 月 26 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 7 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、承認することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
事務局	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」、7 件を承認することに決定いたします。 次に、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 5 頁、議案第 3 号事業計画変更承認申請です。農地法第 4 条、第 5 条によ

	る転用許可を受けた後、当初の目的を達成することが困難となりその事業計画を変更したい場合計画変更申請の承認が必要となります。 案件番号 1。申請地は真野地区長石の畑筆 249 m²、場所は真野地区の国道 350 号線沿い真野新町バス停から北西に 150m に位置した真野小中学校から 500m 以内であり、隣接道路が 4m 以上で水道管と下水道管が埋設されており、第 3 種農地に該当します。変更内容が平成 27 年 7 月 17 日に佐振農地第 5009 号により、一般個人住宅建築を目的に農地法第 5 条の許可を受けたものですが、諸般の事情により資金調達ができず事業計画が達成されずに来たものです。このたび継承者が個人住宅の目的で転用を継承したいものであり、やむを得ないものと考えます。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った、23 番佐々木会長職務代理者から報告をお願いします。
23 佐々木隆正	案件 1 番について、9 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。管理されており問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番につきまして、採決を行います。承認することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請」1 件を承認することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」3 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 7 頁、農地の権利移動を伴う農地転用となります。議案第 4 号農地法第 5 条申請、3 件合計田 4 筆 2,354 m²、畑 3 筆 499 m²、7 筆 2,853 m²です。 案件番号 1、譲受人が長石の方、譲渡人は四日町の方で申請地は長石の畑 249 m²、所有権の移転売買、申請目的が一般個人住宅建築です。申請理由は、アパート暮らしで、家族が増え手狭になったため住宅を新築したいものです。申請地は真野地区の国道 350 号線真野新町バス停から北西に 150m に位置した真野小中学校から 500 m 以内であり、隣接道路が 4 m 以上で水道管と下水道管が埋設されており、第 3 種農地に該当します。一般基準の転用実現性も融資でまかなえ問題なく、汚水は公共下水道へ排出されるので農地への被害もありません。面積も 500 m²以下で、基準だと家屋建築面積 63.76 m²掛ける 100 割る 22 以内となっていて、計算すると 289 m²となり申請面積の 249 m²は妥当であると言えます。許可基準を満たしております。 案件番号 2、譲受人が相川の方、譲渡人が東久留米市の方と上尾市の方です。申請地は相川柴町の畑 250 m²、所有権の移転売買、申請目的が進入路及び駐車場の設置です。申請理由は、隣接の宅地を購入したが十分に駐車スペースがないため、進入路を設置し宅地の裏側に駐車スペースを確保するものです。申請地の場所は県道

	佐渡一周線沿いの柴町バス停から南に約 50mに位置しています。申請地市街地の中にある農地で第3種農地に該当するので立地基準も問題ありません。また一般基準の転用実現性においても自己資金でまかなえるため問題なく、進入路と駐車場のため汚水は排出しないので周辺農地への影響もないと思われ許可基準を満たしております。 案件番号3、譲受人が浦安市の会社、譲渡人が千種の方で申請地は千種木戸沢の田4筆2,354㎡、賃借権の設定です。申請目的が職員住宅、駐車場の設置です。申請理由は、病院から近くまた商業地からも近く便利のためです。申請地は金井地区の国道350号線、千種駐在所入口交差点から北西に200mに位置した市街地の中にある第3種農地に該当するので立地基準も問題ありません。また一般基準の転用実現性においても借入金でまかなえるため問題なく、汚水は公共下水道へ排出するため農地への影響はありません。案件すべて、立地、一般許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件1番について現地調査を行った23番佐々木会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件番号1について、9月22日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
議 長	次に、案件2番について現地調査を行った、16番西村委員から報告をお願いします。
1 6 西村 幸子	案件2番について、9月27日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
議 長	続いて、案件3番について現地調査を行った、5番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件3番について、9月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から3番の案件につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請」3件を許可することに決定いたします。次に、「農用地利用集積計画(売買)の決定」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局	農用地利用集積計画（売買）、新潟県農林公社を通じた売買について説明いたします。議案書は、10 頁から 12 頁です。 案件 1 番、八幡地内の畑 5 筆計 7,854 m²を新潟市の方から石田の方へ売買するもので、確認日は 9 月 25 日です。売買の引き渡し時期につきましては、新潟県農林公社を間に挟み令和 5 年 10 月 31 日を予定しております。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格等については議案書に記載のとおりです。以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 4 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（売買）の決定」4 件を許可することに決定いたします。次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は 13 頁です。 案件 1 番、加茂歌代地内の田計 3 筆計 2,236 m²、加茂歌代の方から梅津の方へ貸借するものです。貸借期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しております。この権利設定は再設定になります。 案件 2 番の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。案件 2 件とも農地中間管理事業による利用権設定です。以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 2 番の案件につきまして、一括して採決に入ります。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農用地利用集積計画（貸借）の決定」2件について原案のとおり決定することにいたします。 それでは、（1）農地部会所掌案件における協議・報告事項に移ります。はじめに、「①農地の転用事実に関する照会」2件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書14頁をご覧ください。法務局照会2件ございます。合計2筆計649㎡です。 1件目です。申請者が相川鹿伏の方で、土地の表示は相川鹿伏の田417㎡です。現況は非農地、農業用施設でした。転用許可は不要な案件となります。 続きまして2件目です。申請者が羽茂小泊の方、土地の表示は羽茂小泊の畑232㎡です。現況は非農地、住宅が建っておりました。許可を取っていませんので許可を取るよう指導します。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	次に、「②農地法第18条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第18条の規定による通知いわゆる合意解約につきまして、議案書は15頁から21頁までになります。今月は11件あります。うち、受け手が不在となる利用調整案件はありません。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	意見、質問ないようですので、農地部会所掌案件における協議・報告事項は終わりました。協議報告事項2件については、ご承知いただきたいと思います。 （2）佐渡市農業委員会会議規則の一部改正について （3）令和5年度農業委員会大会における要請決議に関する意見照会について （4）念国農業新聞の加入について （5）遊休農地の解消に向けた取り組みについて （6）令和5年度第2回農地パトロールの実施について （7）JA推薦委員からの連絡事項等について （8）会務報告・会務予定について （9）その他 令和5年産水稻等の作柄について
議 長	それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。これをもち

局 長	まして、議事日程記載の案件は、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
佐々木会長職務 代理人	皆さまには慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木会長職務代理人、ご挨拶を申し上げます。 (閉会のあいさつ)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 5 番 仲川 庸一

署名委員 6 番 細野 真二